

生活福祉資金 のご案内

[令和4年10月現在]



1 総合支援資金

失業や収入の減少などによって、生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための資金です。

3 教育支援資金

高校、短大、専門学校、大学への就学に際し、入学金、制服等の経費、授業料、通学定期代等の就学経費のための資金です。

2-1 福祉資金 福祉費

福祉機器購入、住宅改修、結婚、出産、葬儀、引越、障害者世帯の自動車購入等、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための資金です。

4-1 不動産担保型生活資金

高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。

2-2 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。

4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

生活保護を要する高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。

生活福祉資金貸付制度とは

●世帯の自立を支援するための貸付制度です。

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者が属する世帯、65歳以上の高齢者が属する世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした、税金を原資とする公的な貸付制度です。

また、民生委員や市区町村社会福祉協議会により、相談から償還が完了するまで、貸付を行うことが世帯にとって有効か、また、借入れ後の困りごとは生じていないか等、世帯の自立に向けた継続した支援が行われます。

なお、平成27年度から生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る制度となりました。（5ページの生活福祉資金Q & A（その2）を参照ください。）

1 「世帯」に対する貸付制度です。（1ページの生活福祉資金Q & A（その1）を参照ください。）

世帯を支援することから、世帯員全員の就労・就学・疾病・収入・負債の状況等について、状況を把握させていただきます。このため本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。

ただし、資金貸付の「契約」は、借入れを希望する世帯の生計中心者の方と締結することになります。（一部資金を除く）

2 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

本制度は、貸付することにより世帯の経済的自立が図られると判断できた場合に、初めて貸付が行われることとなります。一方で、世帯にとっては新たな「借金を負う」こととなりますので、ご相談いただいた時点で、新たな負債を含め、負債の返済が見込めない場合には、経済的自立につながるとは判断することができないことから、貸付を行うことができません。

3 他の貸付制度を優先に利用していただきます。

必要な資金を他から借入れすることが困難な世帯への貸付ですので、他の貸付制度を利用することが可能な場合には、他制度を優先して利用していただきます。（母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構第一種奨学金等）

4 実情を詳しくお話しいただくことが大切です。

本制度の利用が、世帯にとって必要、かつ適切な支援であるかの判断を行うためには、これまでの世帯の生活の状況や、こういったことが原因で借入れを希望することになったのか、また、借入れした際の具体的な返済見込みなどについて、その実情を詳しくお話しいただくことが必要です。

生活福祉資金Q & A（その1）

Q 生活福祉資金は、誰でも借りることができますか？

- A どなたでも借りることができる資金ではありません。収入の少ない世帯や、障害者、高齢者の方が属する世帯を対象とした貸付となります。また、本資金の貸付を通じて、世帯の経済的自立の支援を行うことが制度の主旨となっていますので、借入のご相談の際に、世帯の収入や負債などの経済状況に関する聞き取りを行います。

資金の貸付対象となる世帯

1 次の①～③のいずれかに該当する世帯であること

※ただし、資金の種類によって対象世帯が限定されているものもあります。

●貸付対象世帯の区分

①低所得世帯	世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯。
②障害者世帯 ^(※)	「身体障害者手帳」「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けた方が属する世帯 その他、現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方が属する世帯
③高齢者世帯	日常生活上、療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯

※障害者世帯については、自己資金あるいは他の機関からの融資により、自立更生が期待できると認められる世帯は除きます。

●【収入基準】（平均月額）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	加算額
低所得世帯	154,000円	234,000円	318,000円	381,000円	434,000円	35,000円
高齢者世帯	192,000円	293,000円	398,000円	476,000円	542,000円	45,000円

（注1）6人以上の世帯収入基準は、5人世帯の収入基準額に一人当たりの加算額を加算した額とします。

（注2）給与所得者の場合、源泉徴収票の支払金額欄を12で除した金額が、基準額以下となる方が対象となります。

【生活保護世帯の場合】（12ページの生活福祉資金Q&A（その5）を参照ください。）

生活保護法に基づき、生活保護を受給されている世帯に関しては、保護の実施機関である福祉事務所が本貸付制度の利用により、当該世帯の自立更生を促進すると認めた場合に、借入申込を行うことが可能となりますので、まずは福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。なお、制度上、対象とならない資金種別もあります。

2 資金種別に関わらず、共通する要件

- ①日常生活には困っていないが、具体的な利用目的のために、まとまった資金を必要としていること
- ②償還（返済）の見込みが立てられる状況であること
- ③宮城県内に住民票があり、現在もその場所で生活していること
- ④借入相談から返済までの間、お住まいの市区町村社会福祉協議会及び地域の民生委員による継続した関わりを受け入れられる世帯であること（7ページの生活福祉資金Q&A（その3）のQ1を参照ください。）

3 【外国人の場合】下記の①②両方を満たしている必要があります。

- ①住民基本台帳への登録が行われていること（住民票原本及び在留カード又は特別永住者証の写しを添付）
- ②現住所に6か月以上居住し、現在の状況（居住用の土地・建物の取得・就労状況等）から、今後も日本国内での生活及び居住が見込める世帯であること

4 次のいずれかに該当する場合には本資金をご利用いただけません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する、暴力団員が属する世帯
- ②収入がないか、又は少ないために恒常的に生活全般に困窮していると判断せざるを得ない世帯
- ③会社や団体のための借入れ等、世帯の家計以外の用途で借入を希望する場合
- ④多重債務により、返済が滞っている方が属する世帯
- ⑤借入申込者に債務整理の予定がある、又は債務整理中の世帯
- ⑥既に借入れた生活福祉資金に滞納がある世帯

ご利用に際して

1 借入申込者（貸付決定後は「借受人」という、以下同じ）となる方

- ①「世帯に対する貸付」という考え方の制度ですが、福祉資金の借入申込は、一部の資金を除き生計中心者が借入申込を行い、個人の方と契約締結することになります。本制度の実施主体である宮城県社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。
- ②資金種類によっては、生計中心者以外の方が「借入申込者（借受人）」となる場合があります。

資金種類	借受人となる方
下記以外の資金	「生計中心者※」を借受人とします
教育支援資金、福祉資金のうち技能習得費・支度費	「資金使用者（就学者等）」を借受人とし、「生計中心者※」を連帯借受人とします

※「生計中心者」とは、世帯の中で最も収入が多く、世帯の中心となり生計を支えている方のことです。

2 「連帯保証人」について

連帯保証人は、次に挙げるすべての事項を満たす必要があります。

- 「連帯保証人」は借受人と別生計・別世帯であり、市町村民税課税世帯で、課税証明書又は所得証明書等で収入の確認ができ、かつ、借受人に代わって返済する能力があること
 - 原則として宮城県内に居住していること
 - 市区町村社会福祉協議会及び担当民生委員において、連帯保証人として債務を負う意思の確認が確実に取れること
- （注1）「連帯保証人」は返済終了まで変更はできません。（不動産担保型生活資金を除く）
- （注2）本資金を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

資金種類	「連帯保証人」の必要性
福祉資金（一部を除く）・総合支援資金・不動産担保型生活資金 ^(※)	原則必要です。 ただし、特段の事情があり、宮城県社会福祉協議会が認めた場合は、有利子で連帯保証人が不要の貸付となります。
教育支援資金	連帯借受人がいる場合、原則不要です。 ただし、世帯の収入状況等から宮城県社会福祉協議会により条件として必要と判断する場合があります。
緊急小口資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不要です。

※「不動産担保型生活資金」は、推定相続人の中から1名を連帯保証人として付することが必要です。

3 連帯借入申込者（貸付決定後は、「連帯借受人」という）となる方

- ①借受人と連帯して債務を負担する連帯債務者で、借受人と同等の債務を負うこと
- ②連帯借受人が必要な場合
- 教育支援資金又は福祉資金福祉費（技能習得費・支度費）を借入れる場合には、就学・技能習得しようとする者が借受人となり、その世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

4 貸付利子・償還（返済）方法・延滞利子について

①貸付利子

資金種類	連帯保証人を立てた場合	連帯保証人を立てられない場合
福祉資金・総合支援資金	無利子	年1.5%
教育支援資金・緊急小口資金	無利子	
不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金	年利3%または毎年度4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	

②償還（返済）方法（金融機関名後ろの金額は、借受人負担の引落手数料となります。）

「七十七銀行（5円）」「仙台銀行（5円）」「ゆうちょ銀行（10円）」「農協（15円）」の預貯金口座からの自動引落となります。

（注1）農協は宮城県内の支店に限ります。

（注2）不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、契約終了後に一括償還となります。

③延滞利子

償還（返済）期限内に償還を完了できない場合は、償還期限日の翌日から、未償還の貸付残元金に対し「年3%」の延滞利子が発生し、日割りで加算されます。

5 ご相談・申込先について

ご相談は、お住まいの地区の民生委員または市区町村社会福祉協議会が窓口で、お申込みは、お住まいの市区町村社会福祉協議会となります。

6 その他留意事項

①ご相談の段階で、必要に応じて借入申込者と同居されているご家族とも面談等させていただくことがあります。

②原則として住民票と居住地が同一でない場合は、借入申込ができません。

③すでに購入・発注・着工・支払済みの経費は、貸付対象となりません。

④貸付審査の結果、不承認、又は貸付額の減額等ご希望に添えない場合があるほか、追加書類や毎月の報告等を条件として付される場合があります。

⑤虚偽の申請や、不正な手段により貸付を受けた場合や、借入後に別の目的に使用した場合等は、貸付決定を取り消し、貸付けた金額を即時に返還していただきます。

⑥貸付申込に関する決定内容については、いかなる場合でも異議・不服・照会はできません。

⑦本資料に記載されている事項以外にも、資金種類ごとに条件等がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ確認してください。

7 資金の借受後、次の各号に該当する場合は、貸付金のすべて又は一部について、一時償還を請求し、又は貸付金の送金を停止・中止することがあります。

①他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更し、他に流用したとき

②住所・氏名・世帯状況等申請内容について、虚偽の申請、その他不正な手段により貸付を受けたとき

③貸付決定となった際の条件が履行されないとき

④貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき

⑤その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が、借受世帯に属している場合

8 申込みに必要な書類（下記の書類のほかに、各資金によって必要書類が定められています。）

①記載事項が省略されていない世帯全員分の住民票

②借入申込者の本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証等）の写し。ただし、写真付きの本人確認書類は1点で、写真なしの本人確認書類は2点の提出が必要

③借入申込世帯の収入証明書類（源泉徴収票・確定申告書・通年分の給与明細書・年金振込通知書等）の写し

貸付決定後のことについて

1 送金について

- ①借用書に必要事項を記入・捺印のうえ、印鑑登録証明書を添付してお住まいの市区町村社会福祉協議会に提出します。
 - ②借用書に記載された住所・氏名の表記、及び捺印された印影が、添付していただいた印鑑登録証明書と一致している必要がありますので、よくご確認のうえ提出してください。（不備がある場合は、書き直していただくため、送金が遅れることがありますのでご注意ください）
 - ③資金受領後、直ちに物品購入や契約で支払ったこと等が確認できる書類を提出してください。
- （注）資金交付前の契約や購入が明らかとなった場合や、借入申込時と異なる物品の購入や契約が明らかな場合は、貸付決定の取消等を行い、**貸付金の全部、または一部を一括で返還**していただきます。

2 継続送金について

- ①教育支援資金・福祉資金福祉費（技能習得に必要な経費）について、複数年度にわたる学費の貸付を行う場合は、3月・9月の2回に分けて継続送金します。
- ②当該学校に在学していることを確認したうえで、継続送金を行います。分割交付中に世帯状況・収入状況・進路状況に変化があった場合は、必ずお住まいの市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。
- ③総合支援資金（生活支援費）は、具体的な求職活動を行っていることを確認したうえで、継続送金を行います。また、毎月
の求職活動自己申告書を、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ提出してください。

3 届出義務について

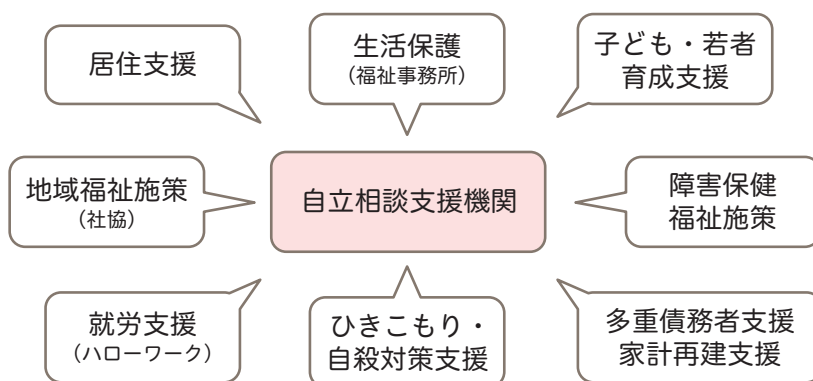
- ①借受人・連帯借受人・連帯保証人に以下のような事由が発生した場合は、お住まいの市区町村社会福祉協議会まで速やかに連絡してください。なお、それらの事由を証明する書類の提出を求めます。
 - 住所・氏名を変更したとき
 - 状況に著しい変化（死亡・破産・生活保護受給）があったとき
 - 他の支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき
- ②その他、宮城県社会福祉協議会が必要と判断した書類

生活福祉資金Q&A（その2）

Q 自立相談支援機関って何ですか？

- A** 平成27年4月から開始された生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護の対象にならないものの、様々な理由で生活にお困りの方々を対象として、居住確保支援や家計再建支援、就労支援、子ども支援など、多様な支援を行っています。また、生活福祉資金の貸付に当たっては、生活困窮者自立支援制度の利用が要件として定められています。

【自立相談支援機関と他施策との連携イメージ図】



各資金種類について

1. 総合支援資金

1 貸付対象世帯

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために、継続的な相談支援（就労支援・家計改善指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯で、次の要件すべてに該当する世帯

- ① 低所得世帯であって、失業や収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ② 失業や離職及び収入の減少から2年以内で、原則65歳未満であること
- ③ 公的な書類等で本人確認が可能であること
- ④ 現に住居を有している、又は、自治体における「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ⑤ 借入相談から償還完了まで、社会福祉協議会・民生委員・自立相談支援事業所・公共職業安定所からの継続的支援を受けることに同意できること
- ⑥ 貸付と支援により、今後自立した生活及び借受けた資金の償還が見込めること
- ⑦ 失業給付・生活保護・年金・求職者支援制度等を含む他の公的給付、又は公的貸付を現に受けられないこと
- ⑧ 継続的に、求職活動を行えること（ここでの求職活動とは、求人先への応募・求人先との面接・又は採用試験の受験などという）
- ⑨ 原則として、「法」に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意できること

2 貸付内容

貸付費目	主な使途	貸付額等
生活支援費（※1）	①再就職や生活再建までの間に必要な生活費	複数世帯：月額20万円以内 単身世帯：月額15万円以内
住宅入居費（※2）	①敷金・礼金等 ②不動産仲介手数料 ③火災保険料 ④入居保証料 ⑤入居に対して初期の支払いを要する賃料・共益費・管理費	40万円以内
一時生活再建費	①新たに就業するために必要な支度費・技能習得費 ②現在居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用・家具什器費等 ③②の場合で、住居確保給付金を併せて申請している場合は、家具什器費等 ④公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合（住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等）の、滞納分の支払いに必要な経費	60万円以内

（※1）生活支援費の申込可能月数は、原則3か月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、他制度（住居確保給付金）に準じて、最長12か月まで貸付けを延長することができます。就職先が決まらずに引き続き貸付が必要な際には、再度、お住まいの市区町村社会福祉協議会へご相談が必要です。

債務整理等の手続き費用は貸付対象としていません。

生活支援費の貸付月額は、離職又は減収前の世帯の収入等を勘案し、審査により減額となる場合があります。

貸付期間中に就職が決まった場合、給与支給開始前までの期間が貸付金の送金期間となります。

（※2）住宅入居費については、不動産賃貸契約の不動産媒介業者の口座へ送金します。（この場合、自治体へ住居確保給付金の申請を行い、その際に配布された必要書類に、入居を希望する住居を仲介する不動産業者より必要事項を記載のうえ、自治体へ提出することが必要です）

3 据置期間（償還開始までの期間）・償還期間（返済期間）

- ①据置期間は最終貸付日から6か月以内
- ②償還期間は据置期間終了後10年以内

4 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の（8）の共通書類①～③のほか、下記の書類を提出していただきます。

- ①借入申込世帯が、他の制度による給付や貸付を受けている、あるいは申込んでいる場合は、その状況が分かる書類
- ②離職日が分かる書類（離職票・雇用保険受給資格者証）、自営業の方が廃業し、新たな就労を希望している場合には、個人事業の開業・廃業等届出書
- ③求職活動等、世帯の自立に向けた取り組みについての自立計画書
- ④借入に必要な金額の根拠が分かる書類（住宅入居費・一時生活再建費の場合）
- ⑤生活困窮者自立支援制度に伴う、自立相談支援事業所を利用していることが確認できる書類
- ⑥その他、宮城県社会福祉協議会が必要と判断した書類

生活福祉資金Q&A（その3）

Q1 生活福祉資金の貸付制度で、民生委員の役割はどういったものがありますか？

- A1** 本制度の民生委員の役割は、日頃の生活にお困りの方々への相談支援や、借入申請時の意見書の作成、返済までの相談支援などがあります。つまり本制度は、民生委員から借入世帯への相談援助活動を前提としているため、民生委員との関わりを持たずに貸付制度を利用することはできません。

Q2 母子（父子）世帯は借入申込ができますか？

- A2** 母子（父子）世帯については、まず県保健福祉事務所（仙台市は区役所）へ「母子父子寡婦福祉資金」の申請を優先的にしていただきます。そのうえで、対象外で申請できなかった場合や、不承認になった場合につきましては、お住まいの市区町村社会福祉協議会へご相談ください。

Q3 貸付金の償還中に引越しをしたのですが、何か届出は必要ですか？

- A3** 引越しに限らず、申込時の状況（住所・氏名等）に変更があった場合は、届出が必要になります。必要書類は、本会指定様式の住所氏名等変更届と、世帯全員分の住民票となっています。詳しくは、申込みされた市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

2-1 福祉資金・福祉費

1 福祉費対象経費・対象世帯および貸付内容

(凡例：低所得世帯→低，障害者世帯→障，高齢者世帯→高)

貸付対象経費	対象世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間
① 生業を営むために必要な経費（生業費）	低・障・高	460万円以内	貸付けの日 から6か月以内 (分割による貸付 の場合は，最終 貸付日から6か月 以内)	20年以内
② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（技能習得費）	低・障・高	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内		8年以内
③ 住宅の増改築・補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（住宅修繕費）	低・障・高	250万円以内		7年以内
④ 福祉用具等の購入に必要な経費（福祉用具購入費）	低・障・高	170万円以内		8年以内
⑤ 障害者用自動車の購入に必要な経費（自動車購入費）	障	250万円以内		8年以内
⑥ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	低・障・高	513.6万円以内		10年以内
⑦ 負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか，移送経費等，療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費（療養費）	低・障・高	療養期間が ア 1年を超えないとき 170万円以内 イ 1年を超えて 1年6か月以内のとき 230万円以内		5年以内
⑧ 介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（介護等費）	低・障・高	介護サービスを受ける期間が ア 1年を超えないとき 170万円以内 イ 1年を超えて 1年6か月以内のとき 230万円以内		5年以内
⑨ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費（災害臨時費）	低・障・高	150万円以内		7年以内
⑩ 冠婚葬祭に必要な経費（冠婚葬祭費）	低・障・高	50万円以内		3年以内
⑪ 住居の移転等，給排水設備等の設置に必要な経費（転居・給排水設備費）	低・障・高	50万円以内		3年以内
⑫ 就職・技能習得等の支度に必要な経費（支度費）	低・障・高	50万円以内		3年以内
⑬ 出産費用，修学旅行費用，国民年金保険料の掛け金未払い分の費用（その他費用）	低・障・高	50万円以内		3年以内
⑭ 国家資格等で，訓練期間が1年以上の資格を取得期間中の生計を維持するために必要な経費（長期訓練生計費） ※令和5年3月31日で事業終了しています	市町村個人 住民税非 課税の者	技能を習得する期間が 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内	養成課程修了時から 6か月以内	8年以内

(注) 購入済のものや，発注・契約済の場合は対象となりません。

2 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の(8)の共通書類①～③のほか、下記の書類を提出していただきます。

①借入申込世帯が他の制度による給付や貸付を受けている、あるいは申込んでいる場合はその状況が分かる書類

②障害者世帯については、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し

③生活保護受給世帯については、福祉事務所長の意見書、扶助の金額が分かるもの(保護変更決定通知書等)

(その他、下記の貸付対象経費別添付書類の他に、宮城県社会福祉協議会が必要と判断した書類を求める場合があります。)

貸付対象経費	添付書類	留意事項
①生業費	・ 所定の「事業計画書」 ・ 業種別事業許可書(申請書)、免許書等の写し ・ 業者の見積書 ・ 前年分の確定申告書及び収支内訳書の写し	・ 人件費、不動産取得費用、営業権等購入費用は対象となりません。 ・ 個人以外の法人や団体に対する貸付は行っていません。 ・ 免許や許可等が必要な業種は、申込時に免許や許可等を得ている必要があります。 ・ 見積金額のうち、10%以上の自己資金が必要です。
②技能習得費	・ 合格通知又は在学証明書の写し ・ 学費に係る経費明細書(見積書)の写し	・ 対象となる施設、学校等は、学校教育法に規定のない専門学校等です。 ・ 習得期間が6か月を超える場合は、習得期間について法令に定めがあることが必要です。 (注) 技能を習得する方が未成年の場合には、親権者のいずれかの方が連帯借入申込者になる必要があります。
③住宅修繕費	・ 業者の見積書の写し ・ 工事の平面図及び写真(工事前のもの)	・ 工事完了までの間、一時的な転居が必要な場合の費用も対象となります。 ・ 新築費用は対象となりません。
④福祉用具購入費	・ 業者の見積書の写し ・ 当該用具のパンフレット ・ 福祉用具専門相談員又は医師からの意見書	・ 高齢の方や障害をお持ちの方等が日常生活で不便を解消するための小規模な住宅補修や設備工事も対象となります。 (注) いずれの場合も介護保険法等の制度適用が優先されます。
⑤自動車購入費	・ 運転者の運転免許証の写し ・ 購入希望車両の見積書並びにカタログ ・ 現在保有している自動車登録証の写し	・ 購入を希望する車両(新車・中古車問わず)の取得総額のうち、10%以上の自己資金が必要です。 ・ 購入を希望する車両は、排気量が2,000ccまでが対象です。 (注) 申請時や審査において車両の使用目的や世帯の状況から、車種やグレード等について見直していただく場合があります。 ・ 買換えの場合、現在の車両が次のいずれにも該当すること。 走行距離が10万km以上であること。 初年度登録より6年以上であること。 車検の更新が困難であること。
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	・ 追納保険料納付書	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づき、国民年金保険料の追納が可能な方が対象です。

⑦療養費	・ 所定の「療養に関する診療並びに所要経費概算見込書」	・ 療養期間が1年6か月を超えず、療養期間後に就労等の再開による増収が見込まれることが必要です。 ・ 病院から療養期間や経費の概算がわかる書類を提出していただきます。 ・ 健康保険適用外の医療費用や家族の自宅から病院までの交通費等は対象となりません。
⑧介護費等	・ 利用負担額が記載された書類の写し ・ 障害福祉サービス受給者証の写し ・ 介護保険証の写し ・ 償還払いとなるサービス費の内訳がわかる請求書又は領収書	・ 施設に入所され、住民票を施設へ異動した場合には、以前お住まいの市区町村の社会福祉協議会が相談窓口となります。
⑨災害臨時費	・ 官公署発行の罹災又は被災証明書 ・ 工事の平面図（工事前後） ・ 現況がわかる写真（<u>工事前</u>） ・ 業者の見積書	・ 災害救助法の適用とされない災害による被害があった場合、又は災害救助法の適用があっても災害援護資金の貸付が行われない場合に対象となります。 ・ 他者への損害賠償を目的とした費用や住宅の撤去費用等は、貸付の対象となりません。 （注）東日本大震災が原因の場合には、本資金の対象となりません。
⑩冠婚葬祭費	【結婚費用】 ・ 結婚式及び披露宴にかかる経費見積書 ・ 挙式会場の予約証明書類 ・ 式場のパンフレット ・ 戸籍抄本 【葬儀費用】 ・ 死亡診断書の写し ・ 葬祭にかかる業者の見積書又は請求書	・ 葬儀費用については、既に葬儀を執り行った場合でも対象となります。この場合は、葬儀を行ったことがわかる請求書等、亡くなられたことが確認できる書類の提出が必要となります。
⑪転居・給排水設備費	・ 雇用通知書又は内定通知書 ・ 業者の見積書 ・ 交換器具のカタログ	・ 転居の必要性（就職先が現在の住まいから通勤困難である、現在の家賃が高く安価な家賃へ移行する等）が明確であり、かつ合理的であることが必要です。 ・ 転居費用に関する相談先は、転居（予定）先の市区町村の社会福祉協議会となります。 ・ お住まいの給排水設備の補修や交換費用が対象となります。
⑫支度費	・ 採用通知又は内定通知書 ・ 合格通知書又は在学証明書 ・ 業者の見積書 ・ 生活に必要な家電、家具、寝具の見積書	・ 転居費用が不足している場合や、転居先での日用品の購入費用が不足している場合も貸付けの対象となります。 ・ 就労が決定している方で、業務上、自動車運転免許の取得を求められている場合には、免許取得費用も貸付の対象となります。 ※支度費を借入する方が未成年の場合には、親権者のいずれかの方が連帯借入申込者になる必要があります。
⑬その他費用	㊦ 出産費用 母子健康手帳の写し、経費の見積書 ① 修学旅行の費用 修学旅行に係る経費明細書 ② 国民年金保険料等の掛け金未払い分の費用 年金機構からの追納の通知書等 （未払い保険料を支払うことで、今後受給できる年金額を示す書類）	㊦ 病院等施設における出産費用の支払いを負担できない場合 ① 学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校に在学中であり、当該費用の支払いが困難な場合 ② 国民年金保険料等を支払うことで、年金が受給できること

⑭長期訓練 生計費	・市町村個人住民税非課税を証明する書類 ・自立相談支援事業所の作成する支援プラン ・国家資格等で、訓練期間が1年以上の養成機関、学校等の合格通知の写し ・家計の収支状況の分かる資料 ・学費を借入する場合には、学費に係る経費明細書（見積書）の写し	・借受人本人が、市町村個人住民税非課税の方が対象となります。 ・貸付にあたっては、自立相談支援事業所の支援が必須となります。また、公共訓練コース等の受講が必須要件となっています。 ・国家資格等で、訓練期間が1年以上の資格を取得期間中の生計を維持するために必要な経費が、貸付の対象となります。 ・技能習得費など、資格取得に係る経費を、併せて借り入れることができます。
----------------------	--	---

生活福祉資金Q&A（その4）

Q 年金担保貸付融資と生活福祉資金貸付との違いは何ですか？

- A** 年金担保貸付融資制度は、独立行政法人福祉医療機構で実施していた融資制度で、令和4年3月末で申込受付が終了しました。生活福祉資金と年金担保型貸付融資には制度の違いがあり、貸付の費目の内容や収入要件、貸付の限度額など、異なる点が多数あります。
- 特に、生活福祉資金の収入要件に関しては、世帯の人数や費目の内容によって、要件の金額が設定されています。また生活福祉資金では、借入申請から償還までの間で、社会福祉協議会や民生委員、自立相談支援機関といった支援者や関係機関が、借受世帯への支援を適宜行います。
- その他、ご不明な点につきましては、お住まいの市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください。



2-2 福祉資金・緊急小口資金

1 貸付対象世帯

低所得世帯, 障害者世帯, 高齢者世帯

2 資金使途

下記の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の資金です。
原則として自立相談支援事業所の支援を受けることが必要です。

借入理由	添付書類
①医療費又は介護費の支払い等、臨時の生活費が必要なとき	請求書（医療費・介護費の請求書等）
②火災等被災によって生活費が必要なとき	官公署が発行する被災証明書
③年金・保険・公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき	年金や公的給付の支給開始時期がわかる書類
④会社からの解雇・休業等による収入減のため生活費が必要なとき	解雇通知書・内定通知書・給料等の支給開始時期がわかる書類
⑤滞納していた税金・国民健康保険料・年金保険料の支払いにより支出が増加したとき	行政・年金事務所が発行する領収書
⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき	公共料金の請求書等
⑦法に基づく支援や、実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき	公的給付の支給開始時期がわかる書類
⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき	盗難届・紛失届（給与等の盗難・紛失を示す書類）

3 貸付内容

貸付限度額	据置期間	償還期間
10万円以内	2か月以内	12か月以内

4 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の(8)の共通書類①～③のほか、上記2の各項目の添付書類・自立相談支援事業所が作成する利用証明書・自立相談支援事業所の収受印のある、本人署名の相談受付・申込票の写しが必要です。

生活福祉資金Q&A（その5）

Q 現在、世帯で生活保護を受給しているのですが、生活福祉資金の貸付を利用できますか？

A 制度上、総合支援資金と不動産担保型生活資金、生活復興支援資金の一時生活支援費につきましては、生活保護世帯は貸付の対象外となっています。その他の資金につきましては、お住まいの市区町村の生活保護実施機関（福祉事務所）が、本資金の借入が必要だと認めた場合に申請が可能となります。また、申請に際しては、生活保護実施機関が作成した調査意見書が必要となります。
その他、ご不明な点につきましては、お住まいの市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

3 教育支援資金

1 貸付対象世帯

低所得世帯

2 資金用途

学校教育法に定められた高等学校・短大・大学などへの入学や修学に必要な経費の貸付です。

3 貸付内容

①教育支援費

学校教育法に規定されている高等学校(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部, 専修学校の高等課程含む), 大学(専門職大学, 短大, 専門職短期大学, 専修学校の専門課程含む), 又は高等専門学校に修学するために必要な経費(注1) 実際に学費としてかかる金額から, 自己資金で対応できる金額を除いた不足額について, 限度額の範囲内で貸付します。

(注2) まだ支払いが済んでいない授業料等が対象になります。

②就学支度費

高等学校や大学などの入学時に, 一時的に必要な経費

(注1) 入学に際してかかる金額から, 自己資金で対応できる金額を除いた不足額について, 限度額の範囲内で貸付します。

(注2) まだ支払いが済んでいない入学費等が対象になります。

③滞納

学校教育法に規定されている高等学校(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部, 専修学校の高等課程含む)に在学し, 授業料の滞納により卒業又は進級ができない場合の当該滞納授業料について, 自己資金が不足する場合は対象となります。

	高等学校 専修学校(高等課程)	高等専門学校	短期大学 専門職短期大学 専修学校(専門課程)	大学 専門職大学
①教育支援費(※)	月額35,000円以内	月額60,000円以内	月額60,000円以内	月額65,000円以内
②就学支度費	500,000円以内(入学時のみ1回限り)			

(※) 教育支援費において, 特に必要と認める場合に限り, 貸付上限の1.5倍の額まで貸付可能とします。

(注) ご利用に際しては就学者が借受人となり, 世帯の生計中心者が連帯借受人として申込みとなります。

4 据置期間・償還期間

①据置期間は, 卒業後6か月以内(中途退学した場合は, 退学した月の翌月から6か月以内)

②償還期間は, 据置期間終了後20年以内(ただし, 貸付金額に応じた期間設定になります)

5 申込に必要な書類

借入申込に際しては, P4の(8)の共通書類①~③のほか, 下記の書類を提出していただきます。

①借入申込世帯が, 他の制度による給付や借入を受けている, 又は申込んでいる場合は, その状況がわかる書類

②受験前の場合は, 受験票又は学業にかかる経費がわかる資料(送金は合格発表後になります)

合格発表後の申込みは合格通知, 在学中の場合は在学証明書, 又は写真付の学生証写しの添付が必要

(注) その他, 必要な書類を提出していただくことがあります。

6 他制度の優先について

- ①他制度による借入ができる場合は、その制度の利用が優先となります。それらの資金を利用した上で、不足が生じる場合は、本資金との併用が可能となることがあります。
- ②令和2年4月から、低所得世帯の学生の大学等への就学を支援するため、「高等教育の修学支援制度」が実施されています。給付型奨学金の給付対象になれば、大学、専門学校等の授業料や入学金が免除または減額されます。
詳しくは日本学生支援機構、進学先の学校にお問い合わせください。
- ③専門学校、専門職短期大学、短期大学、専門職大学、大学の学費等についての利用制度の優先順位は、以下のとおりです。
- 第1順位 日本学生支援機構給付型奨学金+入学金・授業料の減免
 - 第2順位 各種給付制度
 - 第3順位 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）
 - 第4順位 母子父子寡婦福祉資金
 - 第5順位 生活福祉資金（教育支援資金）
 - 第6順位 日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）
- ④高等学校等就学支援金制度は、令和2年4月から支援金の上限額を引き上げるにより、私立高等学校の授業料についても実質無償化となりました。ただし、入学料や教科書代や修学旅行代は無償化の対象となりませんので、高等学校等就学支援金制度のほか、都道府県が低所得世帯の教育負担を軽減するために実施している、高校生等奨学給付金での対応や他の支援策について確認のうえ、不足分に関しては教育支援資金での貸付が可能となります。
- ⑤高等学校・専修学校高等課程の学費等についての利用制度の優先順位は、以下のとおりです。
- 第1順位 高等学校等就学支援金
 - 第2順位 高校生等奨学給付金（生活保護受給世帯、非課税世帯）
 - 第3順位 母子父子寡婦福祉資金
 - 第4順位 生活福祉資金（教育支援資金）
- ⑥本貸付決定後に、各種給付制度や給付型奨学金、本制度よりも優先する貸付制度の利用が決定された場合には、本貸付で不要になった貸付金額を、途中辞退していただきます。
- （注）③と⑤の利用制度の優先順位については、これらの制度の利用を強制するものではなく、借入申請をお考えの世帯の経済的負担を考慮しての順位付けです。

生活福祉資金Q&A（その6）

Q 資金の借入申込みから貸付金が送金されるまで、どのくらいの期間がかかりますか？

A 貸付審査を行うため、本会で申請書類を受け付けてから、申請内容に不備がないことを確認したうえで、貸付金の送金までおよそ3週間から1か月程度要します。（この期間は、資金の種類によって異なります。）

特に、教育支援資金につきましては、学校への学費の納期限が設定されていることに加え、申請に必要な書類の収集や世帯状況の聞き取りなど、申請までの手続きや本会での審査、貸付後の送金まで相当の日数がかかることが予想されます。借入申込みを検討される場合は、時間に余裕をもって、お住まいの市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

4-1 不動産担保型生活資金

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付する制度です。

1 対象となる世帯

- ①借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯であること
(注1) 同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産も対象となります。
(注2) マンションは本貸付制度の貸付対象となりません。
- ②原則として、世帯の構成員が65歳以上の低所得世帯であること
- ③世帯の構成が次のいずれかであること
 - ㊦単身 ㊧夫婦のみ ㊨借入申込者、若しくは配偶者の親が同居
- ④本件不動産に、貸借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと
- ⑤公的資金の貸付を受けていないこと

2 貸付内容

貸付限度額	本件不動産土地のうち、宮城県社会福祉協議会が依頼する不動産鑑定士の鑑定評価額の70%程度
貸付期間	貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間、又は借受人が死亡するまでの期間 (注) 借受人が亡くなられた場合、借受人の配偶者が貸付契約を承継する場合を除き、契約終了となります。
貸付月額	1か月あたり30万円以内の額とし、原則3か月ごとの送金
貸付利子	年利3%又は毎年度4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い方
償還期間・償還方法	貸付契約終了後3か月以内に、借受人又は連帯保証人による一括償還

3 申込から貸付審査（決定）まで

- ①対象世帯の確認ができた後、不動産鑑定士により不動産（現に居住している土地）を鑑定します。
- ②鑑定に基づく評価額が1,000万円以上の場合、世帯状況なども勘案して、審査により貸付の適否を決定します。
(注1) 不動産の評価は、宮城県社会福祉協議会が依頼する不動産鑑定士が行います。
(注2) 原則として、評価額が1,000万円以上であること。1,000万円を下回った場合は貸付の対象となりません。
参考：固定資産税評価額は、地価公示価格の7割で評価されていることから、概ねの土地評価額は次の算定式により求めることが可能です。「固定資産税評価額=70×100=概ねの土地評価額」

4 契約締結の際に宮城県社会福祉協議会が行う担保措置

- ①本件不動産に、根抵当権を設定し、登記します。
- ②本件不動産に、代物弁済時の所有権移転請求権保全のための仮登記をします。

5 連帯保証人について

- ①推定相続人の中から1名を連帯保証人として立てる必要があり、連帯保証人は、借受人と連帯して債務を保証します。
- ②連帯保証人の責任は、借入申込者が本件不動産に設定した根抵当権の極度額を限度として、返済する義務を負います。
(注1) 契約時に推定相続人が存在しない場合は、連帯保証人は不要です。
(注2) 推定相続人とは、借受人の相続人となる見込みの方をいいます。

6 留意事項

- ①申込みや契約にかかる経費、(契約前・契約締結後の不動産鑑定料、及び再鑑定料、不動産登記費用、証明書等発行手数料等)は、借入申込者の負担となりますのでご了承ください。貸付に至らなかった場合や、ご自身の都合で借入申込を辞退された場合も、かかった経費は自己負担となりますのでご注意ください。
- ②大切な不動産を担保として、生活資金の貸付を受ける制度です。貸付契約の終了時には、自己資本もしくは担保不動産の売却によって貸付元利金を償還していただくことになります。申込みに際しては十分に検討いただくとともに、ご家族ともよくご相談ください。
- ③貸付期間中、3年ごとに土地の再評価を行います。また、宮城県社会福祉協議会会長は、毎年度、本件不動産の土地の評価に用いた公示価格の変動を確認し、それが貸付限度額を算定した時と比べて1割以上減少した場合のほか、借受人から本件不動産の土地の価値が著しく増加したことにより、貸付限度額の増額を求める旨の申出があった場合は、本件不動産の土地の再評価を行います。
なお、宮城県社会福祉協議会会長が貸付限度額の増額又は減額を認める旨を決定したときは、貸付限度額増額承認書又は貸付限度額減額要請書に貸付限度額その他の事項を記載し、市町村社協を通じ借受人に通知します。
ただし、増額後の貸付限度額は、本件不動産に設定した根抵当権の極度額を超えることはできません。

4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

本資金を活用しなければ、生活保護の支給を要することとなる要保護世帯であると、保護の実施機関(福祉事務所)が認めた高齢者世帯で、一定の居住用不動産を持ち、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産(土地・建物)を担保にして生活資金を貸付ける制度です。

1 対象となる世帯

- ①担保となる不動産を有し、借入申込者が単独で所有(同居の配偶者との共有含む)していること
- ②将来にわたり住居を所有し、又は住み続けることを希望していること
- ③不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- ④借入申込者及び配偶者が、原則65歳以上であり、かつ、本資金を活用しなければ生活保護の支給を要することとなる要保護世帯であると、保護の実施機関(福祉事務所)が認めた高齢者世帯であること

2 貸付内容

貸付限度額	本件不動産(土地、建物)の評価額の70%程度[集合住宅(マンション)は50%程度]
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間、又は借受人が死亡するまでの期間 (注)借受人が亡くなられた場合、借受人の配偶者が貸付契約を承継する場合を除き、契約終了となります。
貸付月額	保護の実施機関(福祉事務所)が算定した額とし、原則1か月ごとの交付
貸付利子	年利3%又は毎年度4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い方
償還期限・償還方法	貸付契約終了後3か月以内に、借受人又は相続人による一括償還

3 申請から決定の流れ

- ①福祉事務所からの対象世帯通知を受け、推定相続人の状況や制度利用に対する同意等が確認できた後、受付をします。
- ②受付し、申請書類等の必要書類を提出いただいた後、当該不動産の(土地、建物)の評価額を算定します。
(不動産の評価は、宮城県社会福祉協議会が依頼する不動産鑑定士が行います)
- ③評価額が500万円以上である必要があります。(500万円を下回る場合には、貸付対象となりません)

4 契約締結の際に宮城県社会福祉協議会が行う担保措置

本件不動産に根抵当権を設定し、登記します。

5 連帯保証人

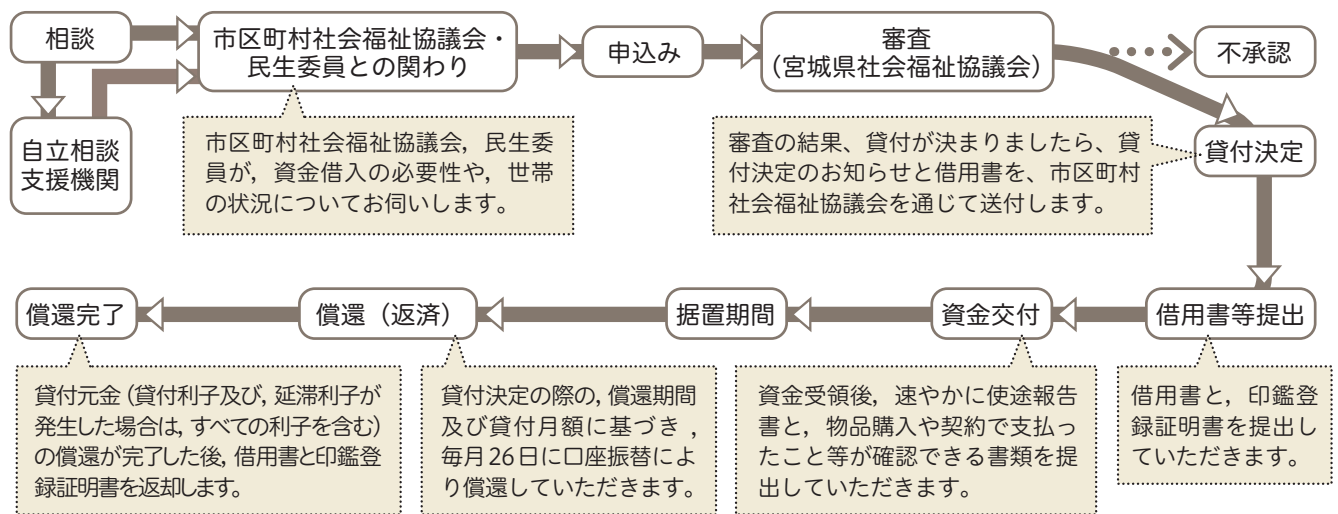
連帯保証人は不要です。

6 留意事項

- ①申込みや契約にかかる経費（貸付前の不動産鑑定料・契約締結に伴う不動産登記費用）は、保護の実施機関（福祉事務所）が負担します。
- ②大切な不動産を担保として生活資金の貸付を受ける制度です。貸付契約の終了の際には、原則、推定相続人の方が不動産を売却して貸付元利金を償還していただくことになります。
- ③貸付期間中、3年ごとに土地の再評価を行います。また、宮城県社会福祉協議会会長は、毎年度、本件不動産土地の評価に用いた公示価格の変動を確認し、それが貸付限度額を算定した時と比べて**1割以上減少した場合**のほか、借受人から本件不動産の土地の価値が**著しく増加したこと**により、貸付限度額の増額を求める旨の申出があった場合は、本件不動産の土地の再評価を行います。再鑑定に係る費用は、宮城県社会福祉協議会が負担します。
なお、宮城県社会福祉協議会会長が、貸付限度額の増額、又は減額を認める決定をしたときは、貸付限度額増額承認書、又は貸付限度額減額要請書に貸付限度額その他の事項を記載し、市町村社協を通じ借受人に通知します。
ただし、増額後の貸付限度額は、本件不動産に設定した根抵当権の極度額を超えることはできません。
- ④契約解除に伴う登録費用は、推定相続人（借受人）負担となります。

貸付けから償還までの流れ

（一部資金費目で異なる場合があります）



生活復興支援資金

東日本大震災により被災した低所得世帯に、当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための制度です。

1 貸付対象世帯

東日本大震災により被災した低所得世帯（震災により低所得世帯となった場合を含む）

2 貸付費目

- ①一時生活再建費
- ②生活再建費
- ③住宅補修費

3 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の（8）の共通書類を提出していただきます。

その他、詳細につきましては、お住いの社会福祉協議会か宮城県社会福祉協議会にお問い合わせください。

臨時特例つなぎ資金

解雇や雇止等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難な離職者の方で、公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されていて、当該給付・貸付開始までの生活に困窮されている方を対象に、その間の生活費を貸付する制度です。

1 貸付対象世帯

住居の無い離職者の方で、以下の条件にいずれも該当する方が対象となります。

- ①生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援機関の支援を受けていること
- ②離職者を支援する公的給付制度、又は公的貸付制度の申請を受理されており、当該給付・貸付開始までの生活に困窮されている方
- ③借入申込者本人名義の預金通帳を有している方

2 貸付限度額

100,000円以内

3 償還期間

申請中の公的給付制度、又は公的貸付制度の交付が行われた時点から、原則1か月以内に一括償還とする
ただし、一括償還ができない場合は、公的給付制度又は公的貸付による交付を受けた日から1年以内とする

4 申込に必要な書類

- ①臨時特例つなぎ資金借入申込書
- ②公的給付制度又は公的貸付制度の交付、又は申請をしている場合は、その状況がわかる書類
 - 1 住居確保給付金については、「住居確保給付金支給申請書」に福祉事務所の受付印を押印したものの写し
 - 2 雇用保険については、「受給資格者証」又は「安定所の受理印のある離職票1及び2」の写し
 - 3 職業訓練受講給付金及び求職者支援資金融資については、「受講申込・事前審査書」の写し
 - 4 生活保護については、「生活保護申請書」の写し
- ③借入申込者名義の預金通帳の写し
- ④借用書

「生活福祉資金」に関するご相談やお問合せは
住民票(居住が確認できること)のある市区町村社会福祉協議会へ

宮城県内の市区町村社会福祉協議会

(土曜・日曜・祝日は休み)

市区町村名	電話番号
仙台市	022-223-2010
青葉区	022-265-5260
青葉区 宮城支部	022-392-7868
宮城野区	022-256-3650
若林区	022-282-7971
太白区	022-248-8188
泉区	022-372-1581
石巻市	0225-92-6733
塩釜市	022-364-1213
気仙沼市	0226-22-0709
白石市	0224-22-5210
名取市	022-384-6669
角田市	0224-63-0055
多賀城市	022-368-6300

市区町村名	電話番号
岩沼市	0223-29-3711
登米市	0220-21-6310
栗原市	0228-23-8070
東松島市	0225-98-6925
大崎市	0229-21-0550
富谷市	022-358-3981
蔵王町	0224-33-2940
七ヶ宿町	0224-37-2271
大河原町	0224-53-0294
村田町	0224-83-5422
柴田町	0224-58-1771
川崎町	0224-85-1222
丸森町	0224-72-2241
亘理町	0223-34-7551

市区町村名	電話番号
山元町	0223-37-2785
松島町	022-353-4224
七ヶ浜町	022-349-7781
利府町	022-356-9060
大和町	022-345-2156
大郷町	022-359-2753
大衡村	022-345-6631
色麻町	0229-65-2260
加美町	0229-63-2547
涌谷町	0229-43-6661
美里町	0229-32-2940
女川町	0225-53-4333
南三陸町	0226-46-4516

(令和4年10月現在)

実施主体

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号 電話022-225-8478, 022-216-5100
(土曜・日曜・祝日は休み)

個人情報の 取扱いについて

宮城県社会福祉協議会では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき「個人情報保護規程」及び「コンピュータ情報システムの運用管理に関する取扱要領」を定め、「生活福祉資金貸付事業における個人情報の取扱いについて」を運用して、個人情報の保護に努めています。